

平成二十九年三月七日提出  
質問第一一二号

安倍昭恵総理夫人の「公人」・「私人」問題に関する質問主意書

提出者 上西小百合

安倍昭恵総理夫人の「公人」・「私人」問題に関する質問主意書

安倍昭恵総理夫人が「公人」・「私人」なのかということが、国会でも議論されています。

したがって、次の事項について質問します。

- 一 安倍晋三総理大臣（以下「安倍総理」という。）は、三月一日の参議院予算委員会の答弁の中で、「私は公人、妻は私人」と述べています。

ウィキペディアで調べてみますと、「公人」とは、公務員や議員などのように公務についている人を指す言葉。「私人」はその対義語と書かれています。

安倍昭恵総理夫人（以下「総理夫人」という。）は「公人」ですか、「私人」ですか。

- 二 安倍総理は、三月二日の参議院予算委員会の答弁の中で、「妻は総理夫人というふうに呼ばれているが、これは言わば役職があるわけでもないし、辞令が出ているわけでもない。という意味においては「公人」ではない。しかし、私を、例えば外遊する際に同行をしたり、そういうサポート的な役割は行うというところでご理解をいただきたい。」と述べています。

総理夫人の役割について政府の見解を伺いたい。

また、安倍総理のサポートをする場合、総理夫人は、名刺等を使用していると思いますが、肩書はどのようなものに使われていますか。「私人」で使用する場合も可能なら、併せて伺いたい。

三 特別職の国家公務員の範囲を規定する国家公務員法第二条第三項第十五号を見ますと「国会議員の秘書」が掲げられています。実際には、国から給与が支給されるいわゆる公設秘書が特別職の国家公務員とされ、他方、議員個人等の負担で雇用されるいわゆる私設秘書は、国家公務員には当たらないとされています。

つまり、この判別は単純明快で、同じ仕事をしていても、給与の支給元によって、「この秘書は、国家公務員、個人負担の秘書は国家公務員ではない」ということです。

総理夫人、又は安倍総理に対し、政府から「総理夫人手当」のような、名称はともかくとして、国からなんらかの形で月例で支給されている手当等がありますか。

四 大臣、副大臣、大臣政務官は仕事を「公務」、「政務」に区別しているそうです。

ここでいう「公務」とは、担当する省庁の仕事で、省庁からはサポートをする職員、公用車が用意され、「政務」とは、「公務」以外の自分の政治に関わる仕事のことです、そのサポートをする人は、私的に

採用する秘書等が行い、車も自分で用意する車両を使用しているそうです。

さて、総理夫人の場合は、総理大臣の外遊の随行、国内での要人の接待等は、総理大臣の公務のサポート等ということで、「公務」とみなされ、その仕事を補佐する職員が配置され、場合によっては総理夫人に随行することもあるようです。また、三月三日の参議院予算委員会では福島みずほ議員が、総理夫人が「塚本幼稚園の講演会」に出席した際に随行していた職員のことについて質問をしましたが、政府は、「この職員は、総理の公務の遂行を補助するスケジュール調整、種々の連絡調整のサポートをするために同行していた。」と答弁していました。

そこで質問です。

- 1 総理夫人に同行した職員は、出張扱いですか。それとも、まさか年休扱いということはないですね。
- 2 もし、この職員がその途中において事故等で入院、通院した場合は、労災適用となるのですか。
- 3 政府は、総理夫人に随行した職員の交通費を「総理夫人が負担した。」と答弁していますが、このような場合には、いつも総理夫人が負担しているのですか。なぜ、総理夫人の負担となるのか、その根拠を教えてください。

4 安倍総理になってから、総理夫人にこのようなかたちで職員が随行したのは、何回ぐらいありますか。

五 平成十三年一月六日の「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」の一（四）資産公開、「国務大臣等並びにその配偶者及びその扶養する子の資産を、就任時及び辞任時に公開することとする。」となっています。

総理夫人の直近の資産内容を伺いたい。

右質問する。